

育児休業等取得促進行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年10月 1日～令和 6年 9月30日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、子
どもの出生時に父親が取得できる休業制度など、制度の周知や情報提供
を行う。

<対策>

- 令和 4年10月～ 法令に基づく諸制度の調査
- 令和 5年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し、職員に年2回配布

目標2：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けの資料を作成し、有期
契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 4年10月～ 法令に基づく諸制度の調査
- 令和 5年度～ 制度に関する資料の作成、有期契約労働者や管理職への配布、
説明会の開催などによる職員への周知